

### 給与所得者・年金受給者のための 確定申告書作成相談会

給与所得者で所得税の還付を受けられる方、年金を受給されている方を対象に申告書の作成についての相談を開催します。

開催年月日	開催会場	開催時間
1月24日(月)	山武市役所3階 大会議室	10:00～12:00 13:00～16:00
1月28日(金)	さんぶの森交流セン ターあららぎ館	10:00～12:00 13:00～16:00
2月1日(火)	農村環境改善セン ター(松尾ふれあい 館)多目的ホール	10:00～12:00

○相談会場では、申告書の提出もできます。

### 税理士がおこなう無料申告相談

千葉県税理士会東金支部の税理士による、所得税・消費税確定申告の「無料申告相談」を次のとおり行いますので、この機会をぜひご利用ください。

開催年月日	開催会場	開催時間
2月7日(月)	山武市役所3階 大会議室	9:30～12:00 13:00～16:00
2月8日(火)	さんぶの森交流セン ターあららぎ館	9:30～12:00 13:00～16:00

○小規模納税者の所得税および消費税、年金受給者および給与所得者の所得税の申告を対象としています。

○青色申告の方、譲渡所得のある方および相談内容が複雑で時間を要する方はご遠慮ください。

いずれの場合も相談会場へお越しの際には、申告書をご自分で作成できるよう、源泉徴収票(原本)、筆記具、計算機、印鑑、前年分の申告書などをご持参ください。

混雑する会場では、かなりの時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。

#### ◆所得税の確定申告が必要な方

##### ◎営業・農業・不動産所得・年金所得などがある方

- ・平成22年中の所得金額の合計が、基礎控除・扶養控除・社会保険料控除などの所得控除の合計額を超える方
- ・土地や建物などを売却した方

##### ◎給与所得がある方

- ・給与等の収入額が2千万円を超える方
- ・給与所得以外の所得の合計額が20万円を超える方
- ・給与等を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった方



#### ◆収入のなかった方も住民税の申告を

所得のなかった方でも、所得に伴う各種の資格審査などの資料となりますので、住民税の申告書を提出してください。

#### ◆給与支払報告書の提出を忘れずに!

給料、賃金などの支払者は、1月31日(月)までに受給者の住所地の市町村に「給与支払報告書(市区町村提出用)」を作成し、提出してください。また、同時に作成された「源泉徴収票(受給者交付用)」をすべての受給者に交付し、給与支払金額が一定額以上のものは、税務署にも提出してください。

青色申告をする事業主で、専従者給与を支払った方や、臨時の従業員に賃金などを支払った方も同様です。

### 市役所での申告受付日程

給与所得者で年末調整をされていない方や農業・自営業の方などを対象とした住民税の申告や簡易な確定申告は市役所でも受付します。(土日祝日は除きます。)

なお、地区ごとの受付日程などの詳細は広報2月号に掲載予定です。

☎ 課税課市民税係 ☎ (80) 1 2 8 1  
東金税務署 ☎ (52) 3 1 2 1

会 場	受付期間
山 武 市 役 所	2月16日(火)～3月15日(火)
蓮 沼 出 張 所	2月18日(金)～2月22日(火)
松 尾 出 張 所	2月24日(木)～3月3日(木)
さんぶの森交流セン ターあららぎ館	3月7日(月)～3月14日(日)